

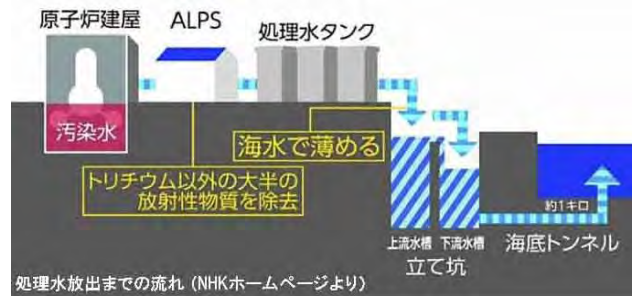
福島原発・処理汚染水の海洋放出

～何か問題なのか～

地球環境に学ぶサークル 河登一郎

ALPS（多核種除去装置）処理汚染水

・溶け落ちた核燃料（デブリ）を冷却し続けている水に加え地下水や雨水が原子炉建屋内に流れ込み続け発生している高濃度の放射性物質を含んだ汚染水を、ALPS で処理しタンクに貯蔵しています。ALPS で除去できないトリチウムのほか除去されるという 62 種の放射性物質（半減期約 1600 万年のヨウ素 129、約 300 万年のセシウム 135 など）を含みます。



政府は汚染処理水の海洋放出を8月24日から始めました。放出には30年以上かかります。

・反対は強く、福島県漁連/全漁連は断固反対。政府/東電の「関係者理解なしには処分しない」という文言での約束は反故に！・・・こんなことが許されて良いのでしょうか。

福島だけの問題ではなく、汚染水は沿岸流に乗って、東海・近畿・四国・九州・北海道にも及ぶ、全日本の課題です。

放出される放射性物質の総量が不明：

・貯蔵されている汚染水に含まれるトリチウムの総量は、推定 780 兆 Bq もあります。

・含まれているのはトリチウム以外にも、ALPS が除去対象とした 62 の核種が基準未達です。

・基準超え；ヨウ素 129・ストロンチウム 90・カドミウム 113・セシウム 137・プルトニウム 238～241 など。

・東電は、海洋放出する場合には二次処理を行い、トリチウム以外の放射性物質の濃度を基準以下にすると断言していますが、タンクに残留する放射性物質の総量が不明。更にトリチウム以外の核種は ALPS で除去し、基準以下になっていると説明してきましたが、マスコミがそのウソを明らかにしました。

・「何をどれくらい」放出するのかの基本的な情報が明らかになっていないのです。

IAEA の報告書は汚染水海洋放出の「科学的根拠」になりません：

・事故炉からの放出であることの重大性の認識が不足しており、IAEA 安全基準のうち、①正当性、②関係者との意見交換に適合しません。

・放射性廃棄物の海洋投棄は、ロンドン条約議定書でも全面的に禁止されています。

トリチウムのリスク：

・トリチウムは水素の同位体「三重水素」。半減期 12 年の放射性物質。トリチウムは水の形で存在するため、取り除くのが困難で、原発・核施設から大

量に放出されます。

増え続ける汚染水をどう止める？：

・さまざまな代替案があります。

・建屋内への地下水の流入を止めない限り、汚染水は発生し続けます。

○福島大研究グループは、凍土壁の外側に「広域遮水壁」を作り、地下水流入を止めるべきと主張し、

○原子力市民委員会は以下二つの提案をしました。

1) 「大型タンク貯留案」：ドーム型屋根の水封ベント付 10 万 m³ の大型タンクを建設する構想です。

2) 「モルタル固化処分案」：汚染水をセメントと砂でモルタル化し半地下の状態でも保管します。

・いずれも現実的な内容で、実績もありますが検討されていません。

放射性物質は集中管理が原則で、拡散すべきではありません：

・上記原子力市民委員会の提案を検討すべきです。

・いずれにしても、全ての情報公開と、公開の議論が不可欠です。

コストが高くかかります：

・2023 年度だけでも、工事費 430 億円+207 億円；風評対策費 300 億円；漁業支援基金 500 億円；計 1407 億円も。放出には 30 年強かかりますが、全費用がどのくらいになるか予測できません。